

加西市脱炭素化設備等導入促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業者への必要な支援として、事業者が実施する再生可能エネルギー設備又は省エネルギー設備の導入など脱炭素化に資する取組を開始するに当たり要する経費の一部を予算の範囲内において、補助金を交付することにより、事業者における地球温暖化対策を推進し、併せて事業者の持続的成長の実現並びに地域産業の振興を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている市内に事業所を有する又は市内に事業所を新設する事業者とする。

- (1) 市内で営利を目的に反復継続して事業を営み、引き続き市内において事業を継続する意思を有するものであること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。
- (4) この要綱に基づく補助金を2回以上受けていないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は別表第1の第1欄に掲げる事業であって次の要件に該当するものとする。

- (1) 補助対象者が事業を営む市内の事業所で実施する事業であること。
- (2) 別表第1の第1欄に掲げる再生可能エネルギー設備は、当該事業による二酸化炭素排出量の削減効果が、投資額100万円あたり年間1.0t-CO₂以上であり事業所内での自家消費による省エネ化を主目的とするものであること。
- (3) 別表第1の第1欄に掲げる省エネルギー設備は、当該事業による二酸化炭素排出量の削減効果が、投資額100万円あたり年間2.0t-CO₂以上であること。同欄のうち「空調設備」「照明設備」「燃焼設備」「その他省エネ効果が得られる設備」については、省エネルギー診断の報告書に基づき既設設備を更新する事業であり、更新後においても既設設備の使用用途と同じであること。
- (4) 二酸化炭素排出量削減効果を定量的に把握できるなど、地球温暖化対策に資すると認められる事業であること。
- (5) 第4条に規定する補助対象経費が200万円以上の事業であること。
- (6) 次のいずれにも該当しない事業であること。
 - ① 居住用途（共用部など補助対象となる区分が明確にできない場合を含

む)に該当する部分の設備導入

② 中古設備の導入

③ リース契約による設備導入

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第2に掲げるもののうちから、国・県等の補助金等の収入の額を控除した額とし、次のいずれの要件にも該当するものとする。この場合において、補助対象経費に消費税及び地方消費税に相当する額は含めないものとする。

(1) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費であること

(2) 受理通知日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費であること

(3) 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費であること

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に別表第1の第2欄に掲げる補助率を乗じて得た額以内とし3千万円を上限とする。ただし、交付額に万円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(実施期間)

第6条 補助対象事業の実施期間は、受理通知日から2年以内とする。ただし、事業着手は受理通知日から1年以内とする。

(事前相談、交付事前申込み及び受理決定)

第7条 補助対象者は、あらかじめ事業の内容について事前相談を経て加西市脱炭素化設備等導入促進補助金交付事前申込書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支予算書

(2) 補助対象経費に係る見積書

(3) 事業内容の分かる資料(位置図、平面図、配置図、設備のカタログ等)

(4) 二酸化炭素排出量削減効果の算出資料

(5) 自家消費率等算出資料(再生可能エネルギー設備の場合)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、その結果について、交付事前申込みをした事業者(以下「交付事前申込事業者」という。)に対して加西市脱炭素化設備等導入促進補助金交付事前申込受理決定通知書により通知するものとする。

(中間報告)

第8条 交付事前申込事業者は、市長が必要と認めるときは、当該補助事業の実施状況について中間報告をしなければならない。

(変更及び中止)

第9条 第7条の規定により受理決定を受けた交付事前申込事業者は、補助金の交

付申請をするまでの間に、当該決定に係る内容を変更又は中止しようとするときは、加西市脱炭素化設備等導入促進事業変更等承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更又は中止の申請があったときは、その内容を審査し、その結果について、交付事前申込事業者に対して加西市脱炭素化設備等導入促進事業変更等承認通知書により通知するものとする。

(交付申請及び決定)

第10条 交付事前申込事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了した日から起算して30日を経過した日又は1か月を経過した日が4月10日を経過する場合においては4月10日のいずれか早い日までに、加西市脱炭素化設備等導入促進補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 完成写真
- (3) 契約書の写し
- (4) 領収書又は支払を証明する書類の写し
- (5) 許認可を受けた場合は検査済み証書等の写し
- (6) 直近の市税等の滞納がないことが確認できる書類（申請者が法人の場合は、その代表者を含む）
- (7) 事業内容の分かる資料（位置図、平面図、配置図等）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に対して加西市脱炭素化設備等導入促進補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、加西市脱炭素化設備等導入促進補助金請求書により、市長に補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 交付決定をした日から起算して2年以内に継続的な使用を休止し、若しくは廃止し、又は補助金の交付の対象となった事業以外の用途に供したと

き。

(4) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、交付決定を取り消したときは、補助事業者に対して加西市脱炭素化設備等導入促進補助金交付決定取消通知書により通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、加西市脱炭素化設備等導入促進補助金返還命令書により、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(事業完了後の経過報告)

第15条 補助事業者は、補助対象事業の完了した日の属する月の翌月から1年間の省エネルギーの状況について、補助事業経過報告書を市長に提出するものとする。

(交付制限)

第16条 同一の補助対象者が、この要綱に基づく補助金を受けることができる回数は補助対象事業の実施期間において1回まで、複数年度を通算して2回までとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

1 補助対象事業	2 補助率
① 再生可能エネルギー設備 ・ 太陽光発電設備 ・ 太陽熱発電設備 ・ 風力発電設備 ・ 小水力発電設備 ・ 地熱発電設備 ・ バイオマス発電設備 ・ 上記の発電設備と連携して導入する蓄電池及びV2H	補助対象経費の3分の2以内(上限:3千万円)
② 省エネルギー設備 ・ 空調設備(複層ガラス、機能性フィルムなど空調負荷低減を目的とした建築物外皮を含む) ・ 照明設備 ・ 燃焼設備	補助対象経費の2分の1以内(上限:1千万円)

<ul style="list-style-type: none"> ・ その他省エネ効果が得られる設備 ・ 業務用燃料電池 ・ 建築物の ZEB 化 	
③ 上記①または②に併せて導入するエネルギー管理装置（EMS 装置）	

別表第 2

補助対象経費の区分
①調査費、②設計費、③設備費、④工事費（改修費含む）、⑤設備処分費（補助対象経費総額の 2 分の 1 を上限とする。）、⑥雑役務費